# 入札説明書 (A重油)

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の公告に基づき、福島県立猪苗代高等学校長が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- 1 発注者(契約権者) 福島県立猪苗代高等学校長 門脇 広子 (以下「学校長」という。)
- 2 入札に付する事項 入札公告に示すとおり。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 入札公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け (物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。)となること は認められていない。応札製品については該当が無いことを確認すること。

※福島県出納局入札用度課ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式。以下「資格確認申請書」という。)を下記に示す提出期限までに郵送又は持参により提出し、当該資格の確認を受けること。当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は入札に参加できないので、十分に注意 すること。

- (1)提出期限 令和7年11月5日(水)午後4時00分まで必着
- (2)提出場所 郵便番号969—3111 福島県耶麻郡猪苗代町字窪南3664番地 福島県立猪苗代高等学校 事務室 電話番号 0242-62-3125
- 5 入札、開札の日時、場所
  - (1) 日 時 令和7年11月14日(金)午前10時00分
  - (2)場 所 福島県立猪苗代高等学校 1 階会議室 なお、郵送による入札は不可とする。

## 6 入札書の提出方法

- (1)入札書は、指定の入札書(第6号様式)に必要とする事項を記載し、上記5に定める指定日時及び指定場所へ提出すること。また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。
- (2)入札書には、次の書類を添付しなければならない。
  - ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書 (第3号様式) の写し
  - イ 委任状 (第7号様式) ※代理人が出席し、入札する場合
- (3)入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
  - ア 入札書には配達料等納入に要する一切の諸経費を含めた1リットル当たりの単 価を小数点第2位(銭の位)まで記載すること。

この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名の記載、並びに代表者の押印 をすること。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名・連 絡先を記載すること。
- ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表 者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押 印をすること。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名・ 連絡先を記載すること。

#### 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金を免除する。

#### 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5に定める指定日時及び指定場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札の回数は2回を限度とする。

### 9 入札心得

(1)入札者は、入札説明書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、 記載内容等に疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により、 学校長に令和7年10月28日(火)午後4時00分までに説明を求めることができる。 学校長は、入札説明書等に関する回答書(第2号様式)により福島県立猪苗代高等 学校ホームページに掲載する方法で回答する。

なお、入札書の作成に当たっては必ず当該ホームページを閲覧し、「質問・回答」 の有無を確認すること。

- (2)入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3)入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4)入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得る ために連合(談合)した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行 に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。 ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認める ことがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。ただし、 発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7)入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、 引換え又は撤回することはできない。

### 10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札 (押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・ 連絡先の記載がない入札を含む)
- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 郵送による入札
- (10) 日付がない入札
- (11) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (12) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執 行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札 の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り 止めることがある。なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加 者の負担とする。

## 12 落札者の決定方法

## (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、 最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3)入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

#### 13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の 100 分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな ければならない。
- (2)契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号 (別記 1) に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4)契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5)契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

#### 14 契約書等の作成

(1)暖房用燃料(A重油)単価購入契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うものとする。

なお、本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、速やかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、猪苗代高等学校

(mail: <u>inawashiro. h@pref. fukushima. lg. jp</u>) 宛に電子メールにより提出すること。

(※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。)電子契約の詳細につ

いては、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ/

## https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html)

- (2)契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、両者が電子署名を行ったときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1) に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

## 15 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

(契約保証金の減免)

- 第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証 金の全部又は一部の納付を免除することができる。
  - 一契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
  - 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結して いるとき。
  - 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
  - 四 施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、 かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品 が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

第七号から第十八号まで(略) 第2項(略)